

滝川市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（**赤字**部分は変更部分）

変更後	変更前
<p>1. 中心市街地活性化の基本方針 [4] 中心市街地活性化の基本方針 (1) 中心市街地活性化の基本方針</p> <p>中心市街地活性化基本計画策定における基本理念とされるコンパクトシティの形成や少子高齢化時代への対応を踏まえ、課題や過去の取り組みの反省から方向性を導き、賑わい再生を最終目標とする中心市街地活性化基本方針を次のように定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>I 住みよい生活ステージ形成 既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する。</p> <p>II 商店街協働コミュニティ形成 多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する。</p> <p>III 回遊・滞留ルート形成 高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留のルートを中心市街地に構築する。</p> </div>	<p>1. 中心市街地活性化の基本方針 [4] 中心市街地活性化の基本方針 (1) 中心市街地活性化の基本方針</p> <p>中心市街地活性化基本計画策定における基本理念とされるコンパクトシティの形成や少子高齢化時代への対応を踏まえ、課題や過去の取り組みの反省から方向性を導き、賑わい再生を最終目標とする中心市街地活性化基本方針を次のように定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>I 住みよい生活ステージ形成 既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する。</p> <p>II 商店街協働コミュニティ形成 多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する。</p> <p>III 回遊・滞留ルート形成 高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留のルートを中心市街地に構築する。</p> </div>
<p>古くから滝川駅前から官庁街への通りは、物流の中心であるとともに商店が軒を連ねる繁華街として、人々が三々五々集まる交流の場であった。</p> <p>本基本計画は、駅前地区の公共交通拠点機能による集客と、官庁街地区の病院・診療所と金融機関、市役所庁舎に移転する図書館機能等の集客力を、この両地区を結ぶ通りで市民活動の拠点施設や商店街と協働する事業を展開することにより呼び込み、この地域に再び多くの市民が住まい集うことを目的とする。</p> <p>賑いを再生する具体的な事業としては、駅前地区から官庁街に至るルートを「賑わい再生ロード」として人を誘い込むための商店街活性化デザイン事業を展開、既存の市民活動との連携やサポートを担い、地域の交流と情報発信を推進する（仮称）<u>まちづくりセンター</u>を整備する。</p> <p>また、空き店舗を利用して、高齢者や子育て世代、若者が集う拠点施設事業を展開するとともに、魅力ある商店や商品を育てるスキルアップ事業を実施する。</p> <p>新たな3つの基本方針に基づく中心市街地活性化への施策展開を — 商店街と市民活動の協働が、中心市街地に賑わいを再生 — と定め、市民自らが参加し「楽しさ」「賑わい」を創出することを目指す。</p>	<p>古くから滝川駅前から官庁街への通りは、物流の中心であるとともに商店が軒を連ねる繁華街として、人々が三々五々集まる交流の場であった。</p> <p>本基本計画は、駅前地区の公共交通拠点機能による集客と、官庁街地区の病院・診療所と金融機関、市役所庁舎に移転する図書館機能等の集客力を、この両地区を結ぶ通りで市民活動の拠点施設や商店街と協働する事業を展開することにより呼び込み、この地域に再び多くの市民が住まい集うことを目的とする。</p> <p>賑いを再生する具体的な事業としては、駅前地区から官庁街に至るルートを「賑わい再生ロード」として人を誘い込むための商店街活性化デザイン事業を展開、既存の市民活動との連携やサポートを担い、地域の交流と情報発信を推進する（仮称）<u>まちづくりセンター</u>を整備する。</p> <p>また、空き店舗を利用して、高齢者や子育て世代、若者が集う拠点施設事業を展開するとともに、魅力ある商店や商品を育てるスキルアップ事業を実施する。</p> <p>新たな3つの基本方針に基づく中心市街地活性化への施策展開を — 商店街と市民活動の協働が、中心市街地に賑わいを再生 — と定め、市民自らが参加し「楽しさ」「賑わい」を創出することを目指す。</p>
<p>(2) 基本方針と具体的施策の展開</p> <p>1) 住みよい生活ステージ形成</p> <p>○既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する。</p>	<p>(2) 基本方針と具体的施策の展開</p> <p>1) 住みよい生活ステージ形成</p> <p>○既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する。</p>

機能集積の推進

- ・集客力が高い市立病院を現地建替え。郊外部にあり老朽化した図書館を市庁舎に移転。郊外部で建替え予定の市営住宅の一部を中心部に建設する。

街なか居住の推進

- ・市営住宅を駅前地区にて建設し、民間共同住宅建設補助事業と民間老人ホーム受入を推進する。また、街なか居住を促進させるため、住宅の賃貸物件や売り地などの不動産情報のインフォメーションを設ける。

(仮称)まちづくりセンター

- ・既存の大型駐車場店舗施設を再生利用し、まちづくり活動の支援や連携をサポートし、中心市街地情報や市民活動情報を発信し案内する拠点機能としては、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動などの支援、まちづくりに関する情報発信ならびに人材育成を行う事業展開場所とする。

機能集積の推進

- ・集客力が高い市立病院を現地建替え。郊外部にあり老朽化した図書館を市庁舎に移転。郊外部で建替え予定の市営住宅の一部を中心部に建設する。

街なか居住の推進

- ・市営住宅を駅前地区にて建設し、民間共同住宅建設補助事業と民間老人ホーム受入を推進する。また、街なか居住を促進させるため、住宅の賃貸物件や売り地などの不動産情報のインフォメーションを設ける。

(仮称)まちづくりセンター

- ・既存の大型駐車場店舗施設を再生利用し、まちづくり活動の支援や連携をサポートし、中心市街地情報や市民活動情報を発信し案内する拠点機能としては、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動などの支援、まちづくりに関する情報発信ならびに人材育成を行う事業展開場所とする。

2) 商店街協働コミュニティ形成

○多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する。

商店街と各種団体との協働事業

- ・アートチャレンジ滝川（NPO）と商店街が魅力創出を目指したスキルアップ事業や地域ブランド創出事業を展開、紙袋ランターンフェスティバルを開催する。
- ・滝川消費者協会は、滝川商店街振興組合連合会と連携して街なかに暮らしのショールームを開設、「りやかあさん」事業を商店街等と中心市街地で展開する。
- ・駅前再開発ビル内で市民ホールとコミュニティ施設を運営するたきかわホール（NPO）は、商店街と連携した子育てパスポート事業を展開する。
- ・滝川商店街振興組合連合会は空き店舗活用事業として、農業生産者等と連携した食の提供、食生活改善委員会と連携したキッズキッチン、短大生や高校生と連携するカフェ事業などを展開する。

※ (仮称)まちづくりセンターにおいては、文化コミュニティのネットワーク形成や実業系高校生や短大生のまちづくり参加を推進する。

中心市街地活性化基金事業

- ・中心市街地活性化協議会が基金を商店街事業やコミュニティ活動事業に活用する。

2) 商店街協働コミュニティ形成

○多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する。

商店街と各種団体との協働事業

- ・アートチャレンジ滝川（NPO）と商店街が魅力創出を目指したスキルアップ事業や地域ブランド創出事業を展開、紙袋ランターンフェスティバルを開催する。
- ・滝川消費者協会は、滝川商店街振興組合連合会と連携して街なかに暮らしのショールームを開設、「りやかあさん」事業を商店街等と中心市街地で展開する。
- ・駅前再開発ビル内で市民ホールとコミュニティ施設を運営するたきかわホール（NPO）は、商店街と連携した子育てパスポート事業を展開する。
- ・滝川商店街振興組合連合会は空き店舗活用事業として、農業生産者等と連携した食の提供、食生活改善委員会と連携したキッズキッチン、短大生や高校生と連携するカフェ事業などを展開する。

※ (仮称)まちづくりセンターにおいては、文化コミュニティのネットワーク形成や実業系高校生や短大生のまちづくり参加を推進する。

中心市街地活性化基金事業

- ・中心市街地活性化協議会が基金を商店街事業やコミュニティ活動事業に活用する。

3) 回遊・滞留ルート形成

○高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留の「賑わい再生ロード」を中心市街地に構築

・商店街活性化デザイン事業

「花により演出される通りづくり」（挨拶）

※建替える市立病院と市庁舎に移転する図書館に中心市街地情報を発信する映像機器を設置するとともに、滝川駅やバスターミナルにおける情報掲出を推進する。

3) 回遊・滞留ルート形成

○高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留の「賑わい再生ロード」を中心市街地に構築

・商店街活性化デザイン事業

「花により演出される通りづくり」（挨拶）

※建替える市立病院と市庁舎に移転する図書館に中心市街地情報を発信する映像機器を設置するとともに、滝川駅やバスターミナルにおける情報掲出を推進する。

※花通りは、市役所・市立病院の前庭から国道までは滝川市が演出、国道から駅前・太郎吉蔵までは各商店街振興組合がフラワーストリート事業を展開する。
「人を迎える仕組みづくり」（迎客）
※個店には木製ベンチを設置し、アーケードを演出するオーナメントや各個店ペナントを掲出、ホワイトイルミネーションなど夜も楽しめる空間づくりを推進する。
※緑化オープンスペースは、太郎吉蔵の中庭や市立病院の整備される前庭と繋げ、市民の滞留する空間を創出、滝川工業高校生等が授業の一環として参加する。
「人を集めための仕組みづくり」（集客）
※各個店の前にイーゼルにて商品メニューや料金を掲示、「りやかあさん」を使った商品展示やワゴンセールを実施する。
※人を呼び込む施設を既存事業と連携し、かつ連続させる事業として、空き店舗等を利用し「チャレンジコミュニティカフェ」（若者対象）「くつろぎ処」（高齢者・子育て世代対象）「（仮称）まちづくりセンター」（地域住民・コミュニティ活動者対象）などを展開する。

4) 基本方針に基づく目標設定と事業

① 住みよい生活ステージ形成 ⇒ 機能集積 街なか居住推進に関する事業

ア. 機能集積（利便性向上）

- ・滝川市立病院改築事業
- ・滝川市立図書館移転事業
- ・（仮称）まちづくりセンター整備事業
- ・合流式下水道改善事業
- ・冬の生活支援事業（流雪溝管理運営事業、市道排雪モデル補助事業、ベルロード除雪事業）

イ. 街なか居住推進

- ・高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業
- ・街なか居住推進補助事業
- ・街なか居住推進インフォメーション事業

※花通りは、市役所・市立病院の前庭から国道までは滝川市が演出、国道から駅前・太郎吉蔵までは各商店街振興組合がフラワーストリート事業を展開する。
「人を迎える仕組みづくり」（迎客）
※個店には木製ベンチを設置し、アーケードを演出するオーナメントや各個店ペナントを掲出、ホワイトイルミネーションなど夜も楽しめる空間づくりを推進する。
※緑化オープンスペースは、太郎吉蔵の中庭や市立病院の整備される前庭と繋げ、市民の滞留する空間を創出、滝川工業高校生等が授業の一環として参加する。
「人を集めための仕組みづくり」（集客）
※各個店の前にイーゼルにて商品メニューや料金を掲示、「りやかあさん」を使った商品展示やワゴンセールを実施する。
※人を呼び込む施設を既存事業と連携し、かつ連続させる事業として、空き店舗等を利用し「チャレンジコミュニティカフェ」（若者対象）「くつろぎ処」（高齢者・子育て世代対象）「（仮称）まちづくりセンター」（地域住民・コミュニティ活動者対象）などを展開する。

4) 基本方針に基づく目標設定と事業

① 住みよい生活ステージ形成 ⇒ 機能集積 街なか居住推進に関する事業

ア. 機能集積（利便性向上）

- ・滝川市立病院改築事業
- ・滝川市立図書館移転事業
- ・（仮称）まちづくりセンター整備事業
- ・合流式下水道改善事業
- ・冬の生活支援事業（流雪溝管理運営事業、市道排雪モデル補助事業、ベルロード除雪事業）

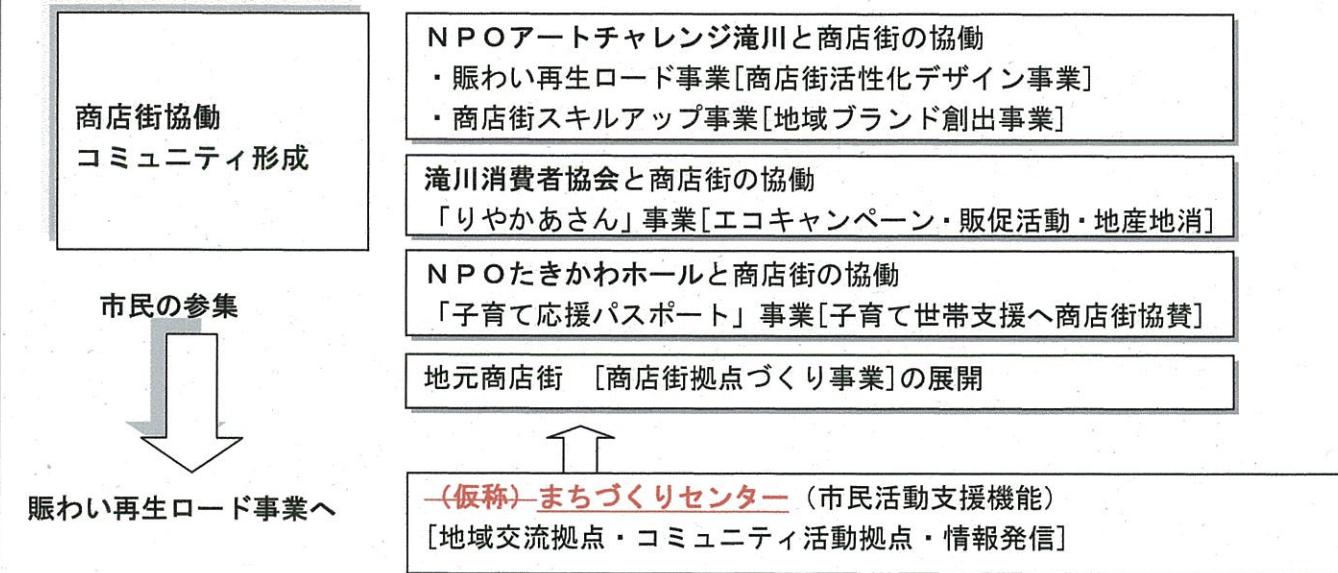
イ. 街なか居住推進

- ・高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業
- ・街なか居住推進補助事業
- ・街なか居住推進インフォメーション事業

5) 中心市街地活性化の手順

「商店街と市民活動の協働が、中心市街地に賑わいを再生」の達成に至る経路

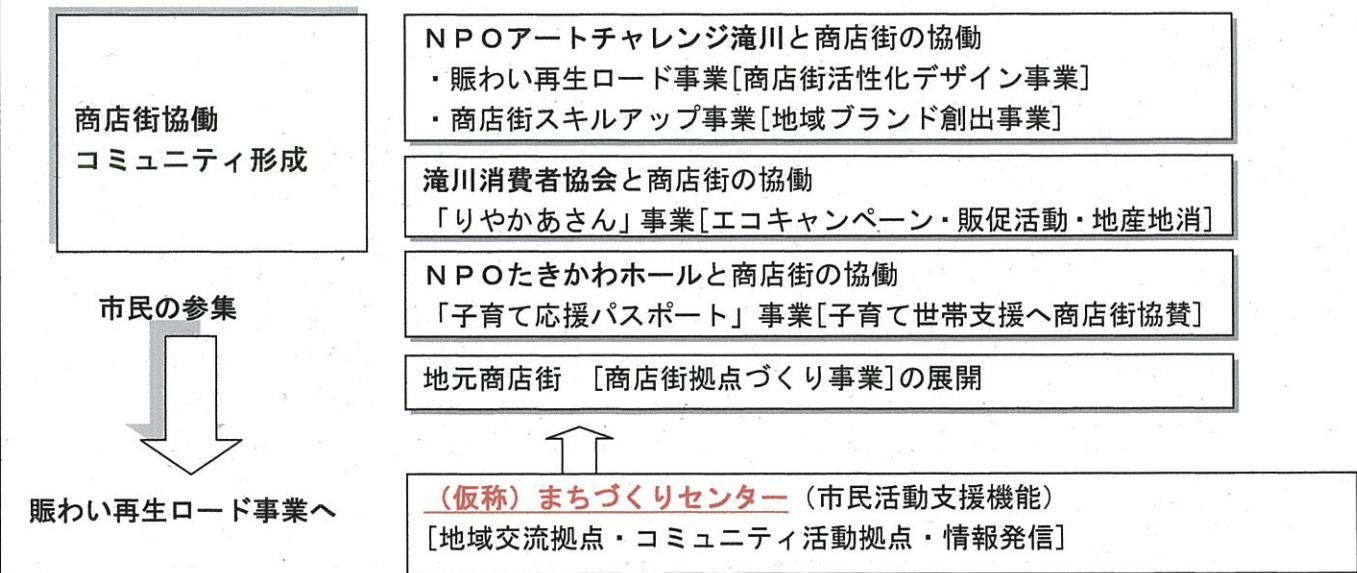
- ②地域の主体である商店街と活発に活動する市民団体が協働する事業を新たに展開、
滝川市は(仮称)まちづくりセンターを整備し、市民活動を強力にサポート



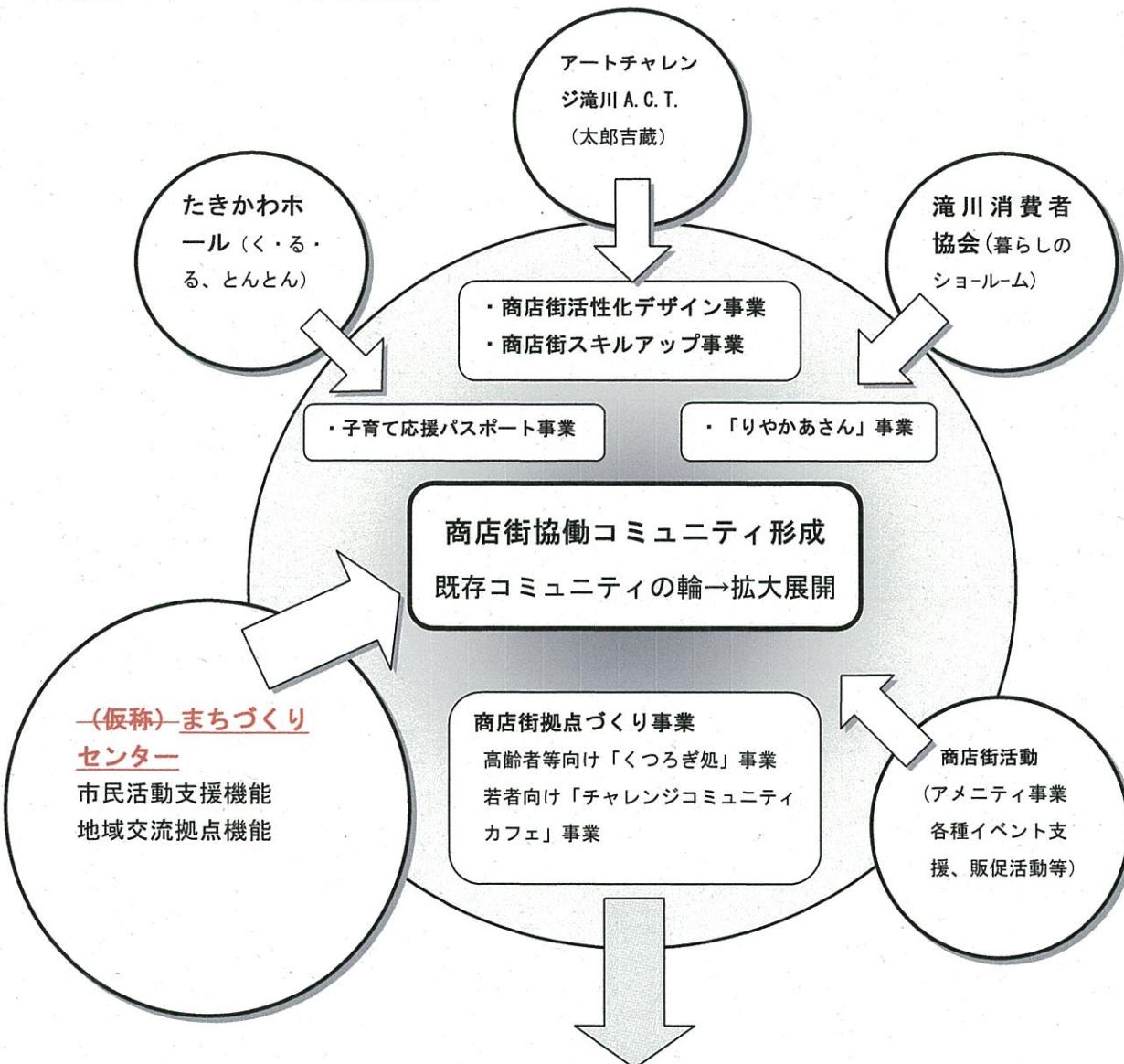
5) 中心市街地活性化の手順

「商店街と市民活動の協働が、中心市街地に賑わいを再生」の達成に至る経路

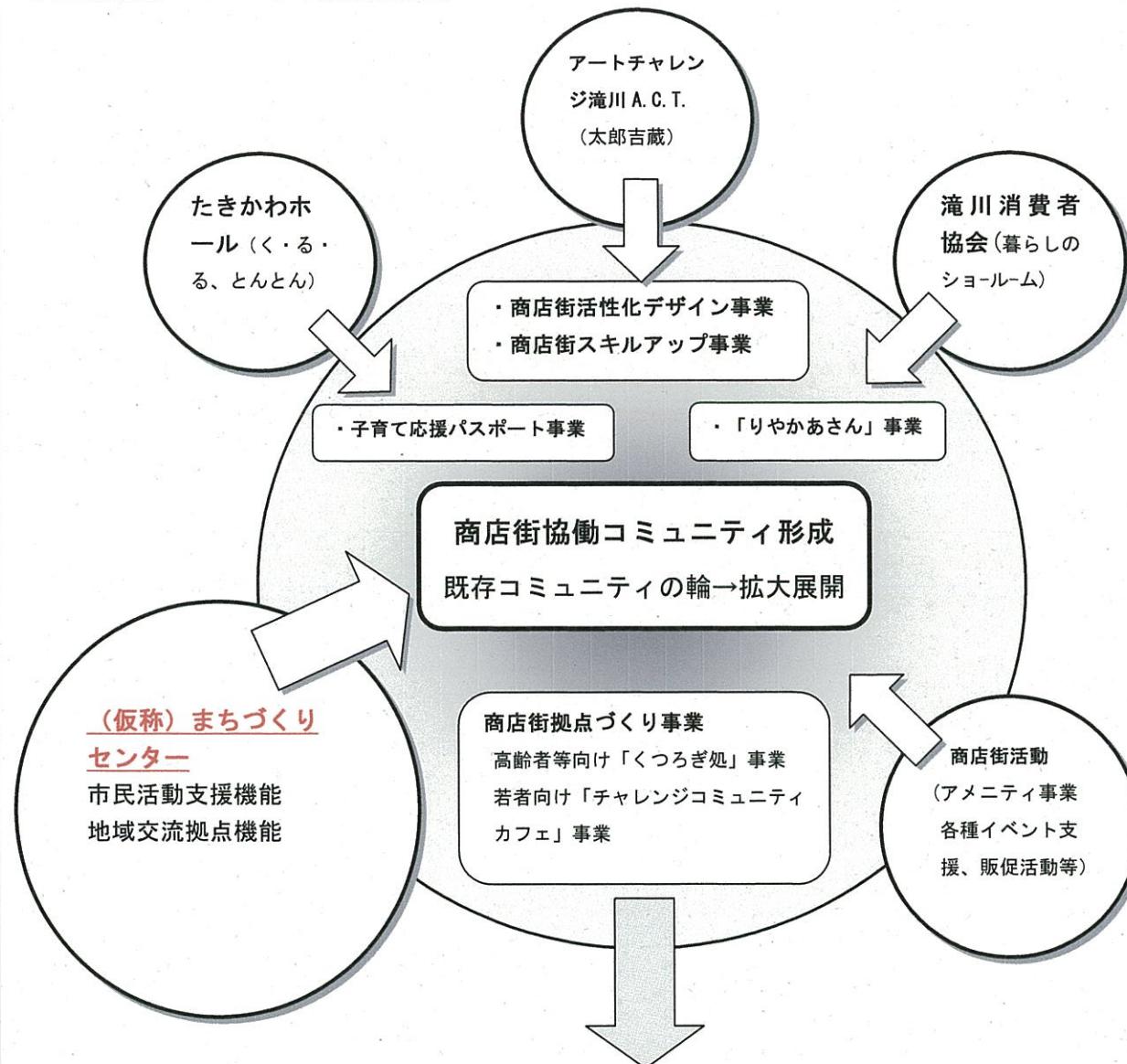
- ②地域の主体である商店街と活発に活動する市民団体が協働する事業を新たに展開、
滝川市は(仮称)まちづくりセンターを整備し、市民活動を強力にサポート



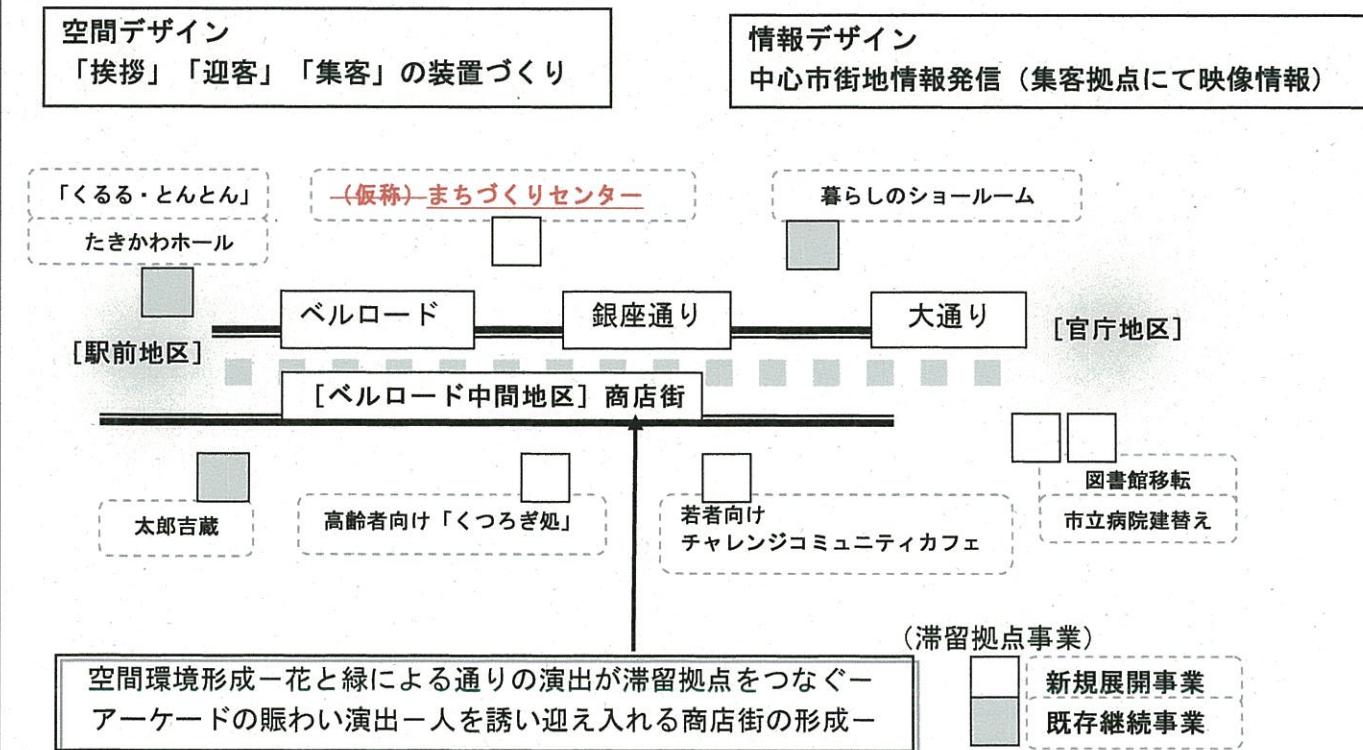
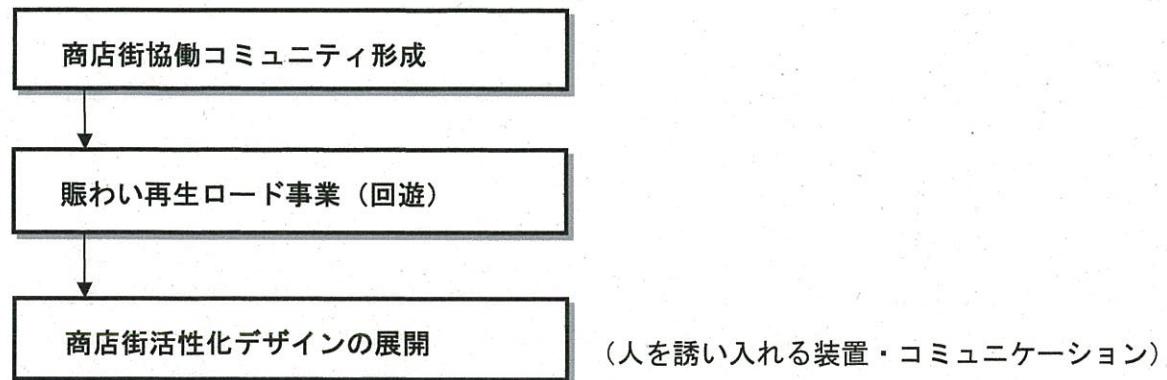
(商店街協働コミュニティ形成展開図)



(商店街協働コミュニティ形成展開図)



③商店街協働コミュニティ形成による滞留空間創出から、回遊・滞留ルートを形成する
賑わい再生ロード事業の展開（駅前・官庁街地区の集客力を中心市街地回遊へ）



3. 中心市街地活性化の目標

(2) 目標達成状況を把握するための数値指標の考え方

目標に対する数値指標を下記のとおり設定する。

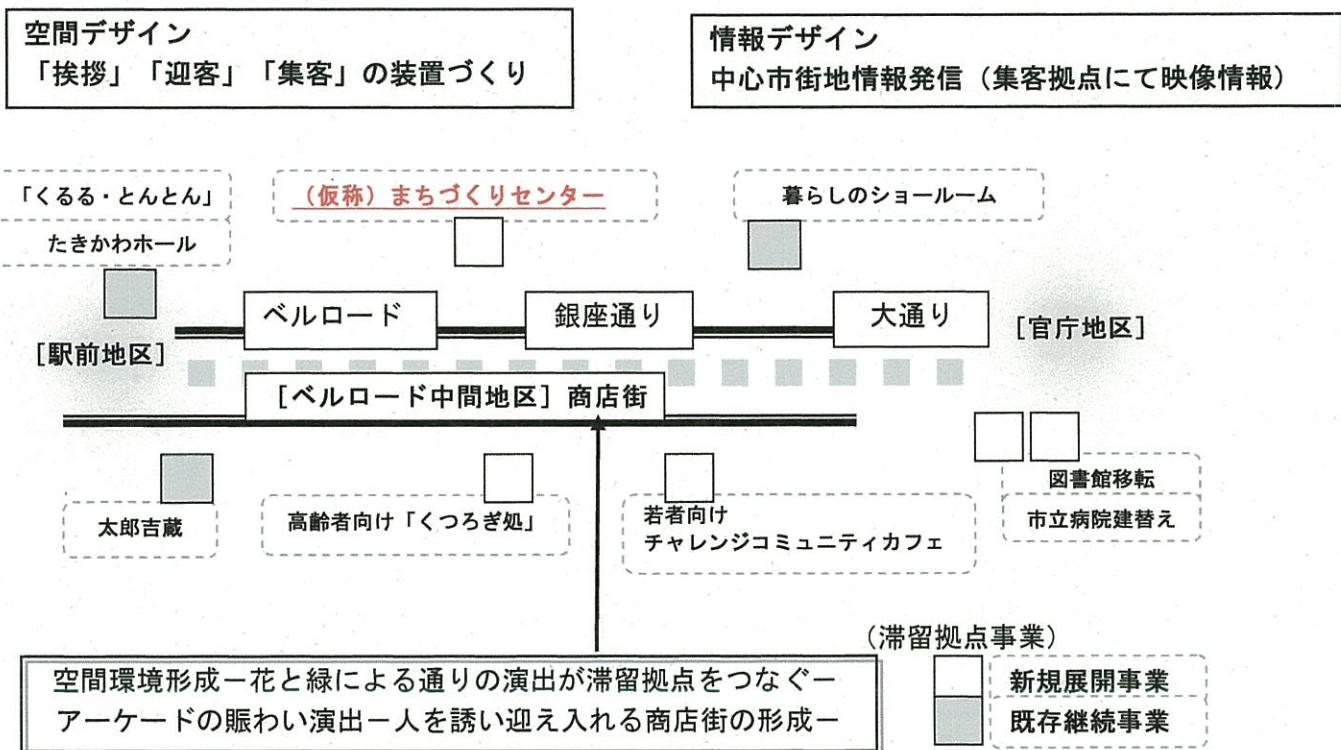
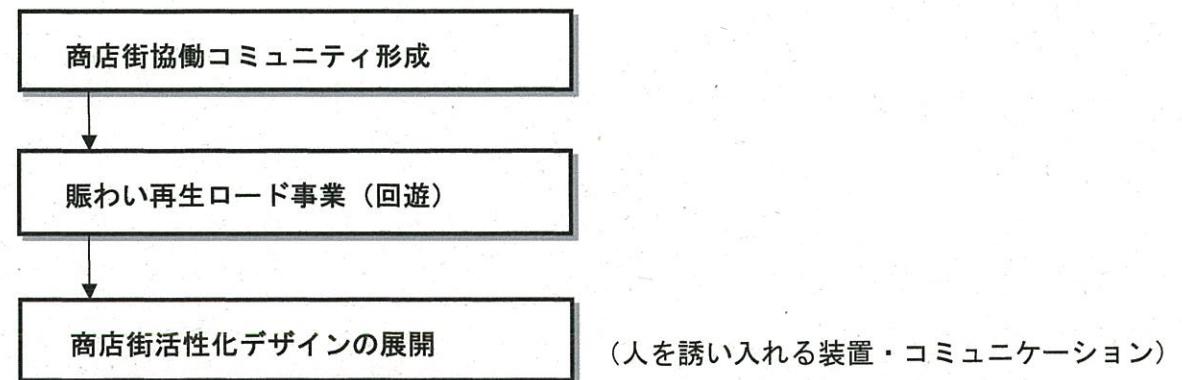
数値指標

①まちなか居住の推進

街なか居住推進 ⇒ 街なか居住人口

(考え方) 指標としては空洞化への大きな課題である居住人口を設定する。なお、都市機能の集積と充実については、市立病院建替えや図書館の移転、(仮称)まちづくりセンターへのインフォメーション機能集積など明確であるため除く。

③商店街協働コミュニティ形成による滞留空間創出から、回遊・滞留ルートを形成する
賑わい再生ロード事業の展開（駅前・官庁街地区の集客力を中心市街地回遊へ）



3. 中心市街地活性化の目標

(2) 目標達成状況を把握するための数値指標の考え方

目標に対する数値指標を下記のとおり設定する。

数値指標

①まちなか居住の推進

街なか居住推進 ⇒ 街なか居住人口

(考え方) 指標としては空洞化への大きな課題である居住人口を設定する。なお、都市機能の集積と充実については、市立病院建替えや図書館の移転、(仮称)まちづくりセンターへのインフォメーション機能集積など明確であるため除く。

b. 市民活動の活性化**ア. 対象コミュニティ施設**

利用者数の数値目標を設定する対象のコミュニティ施設を下記の6施設とする。

a. (仮称)まちづくりセンター

当施設は、中心市街地をはじめとする地域の交流及びコミュニティ活動、活性化など様々な事業に取り組む市民活動の拠点であるとともに中心市街地において誰でも気軽に集い交流を深める憩いの場として活用を図ることを目的としている。

多くの市民が集って住みやすい生活ステージの拠点として活性化を目指すことから、利用者数を数値目標に設定する施設とした。

イ. 利用者数の推移と目標

コミュニティ施設利用者数の推移と目標値を下表に示す。

利用者数は、平成25年度に平成18年度の2倍に増加させることを目指すこととし、平成14年度以降の実績値から平成25年度目標値に至る途中年度の推計ラインから目標年度である平成24年度の値を設定する。

過去の増加推移を考慮して平成18年度の年間利用者数を約60,000人とし、平成25年度にその2倍の120,000人に増加させることを目指す。

この増加過程から目標年度である平成24年度の年間利用者数を約112,000人と設定し、これを目標値とする。

コミュニティ施設利用者数の推移と目標 (人/年)

	H14	H15	H16	H17	H18(基準)		H24(目標)	H25(目標)
<u>(仮称)まちづくりセンター</u>							12,000	12,800
くつろぎ処							15,000	16,100
チャレンジコミュニティカフェ							15,000	16,100
たきかわホール	10,921	22,390	48,758	21,605	25,791		27,400	29,400
く・る・る				16,307	30,193		31,200	33,400
暮らしのショールーム				8,280	8,789		11,400	12,200
合 計	10,921	22,390	48,758	46,192	64,773		112,000	120,000

b. 市民活動の活性化**ア. 対象コミュニティ施設**

利用者数の数値目標を設定する対象のコミュニティ施設を下記の6施設とする。

a. (仮称)まちづくりセンター

当施設は、中心市街地をはじめとする地域の交流及びコミュニティ活動、活性化など様々な事業に取り組む市民活動の拠点であるとともに中心市街地において誰でも気軽に集い交流を深める憩いの場として活用を図ることを目的としている。

多くの市民が集って住みやすい生活ステージの拠点として活性化を目指すことから、利用者数を数値目標に設定する施設とした。

イ. 利用者数の推移と目標

コミュニティ施設利用者数の推移と目標値を下表に示す。

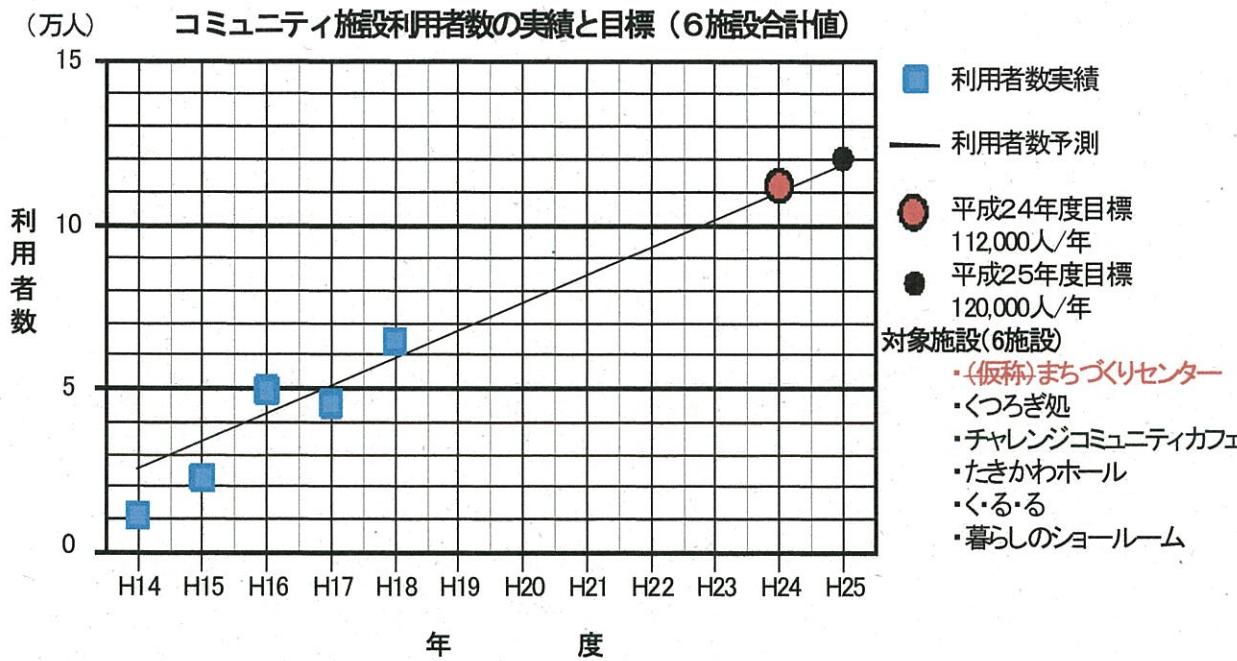
利用者数は、平成25年度に平成18年度の2倍に増加させることを目指すこととし、平成14年度以降の実績値から平成25年度目標値に至る途中年度の推計ラインから目標年度である平成24年度の値を設定する。

過去の増加推移を考慮して平成18年度の年間利用者数を約60,000人とし、平成25年度にその2倍の120,000人に増加させることを目指す。

この増加過程から目標年度である平成24年度の年間利用者数を約112,000人と設定し、これを目標値とする。

コミュニティ施設利用者数の推移と目標 (人/年)

	H14	H15	H16	H17	H18(基準)		H24(目標)	H25(目標)
<u>(仮称)まちづくりセンター</u>							12,000	12,800
くつろぎ 処							15,000	16,100
チャレンジコミュニティカフェ							15,000	16,100
たきかわホール	10,921	22,390	48,758	21,605	25,791		27,400	29,400
く・る・る				16,307	30,193		31,200	33,400
暮らしのショールーム				8,280	8,789		11,400	12,200
合 計	10,921	22,390	48,758	46,192	64,773		112,000	120,000



ウ. 各施設の目標値設定

a. (仮称)まちづくりセンター

平成23年度に整備することから、年間利用者数の把握が可能なのは、平成24年度からとなる。

利用者数は、滝川市が計画している(仮称)まちづくりセンターの機能と類似している既存施設の利用者数から推計する。類似施設は、市民活動支援センターとして市民活動、会議・打ち合わせ、研修、展示などに活用されており、一日当たり平均利用者数は約40人である。

整備する(仮称)まちづくりセンターは、年間300日稼働するとして平成24年度の利用者数は、40人／日×300日=12,000人と設定する。

c. 賑わいの創出

【コミュニティ施設】

④ コミュニティ施設

「b 市民活動の活性化」の項で述べたとおり、コミュニティ活動や市民活動の拠点、地域住民の交流機能を目的とした「(仮称)まちづくりセンター」は33人／日、高齢層中心に対象とした「くつろぎ処」に41人／日、若者を中心に対象とした「チャレンジコミュニティカフェ」に41人／日、そして既存の施設(たきかわホール、く・る・る、暮らしのショールーム)で現状から14人／日、合計129人／日の増を目標としている。

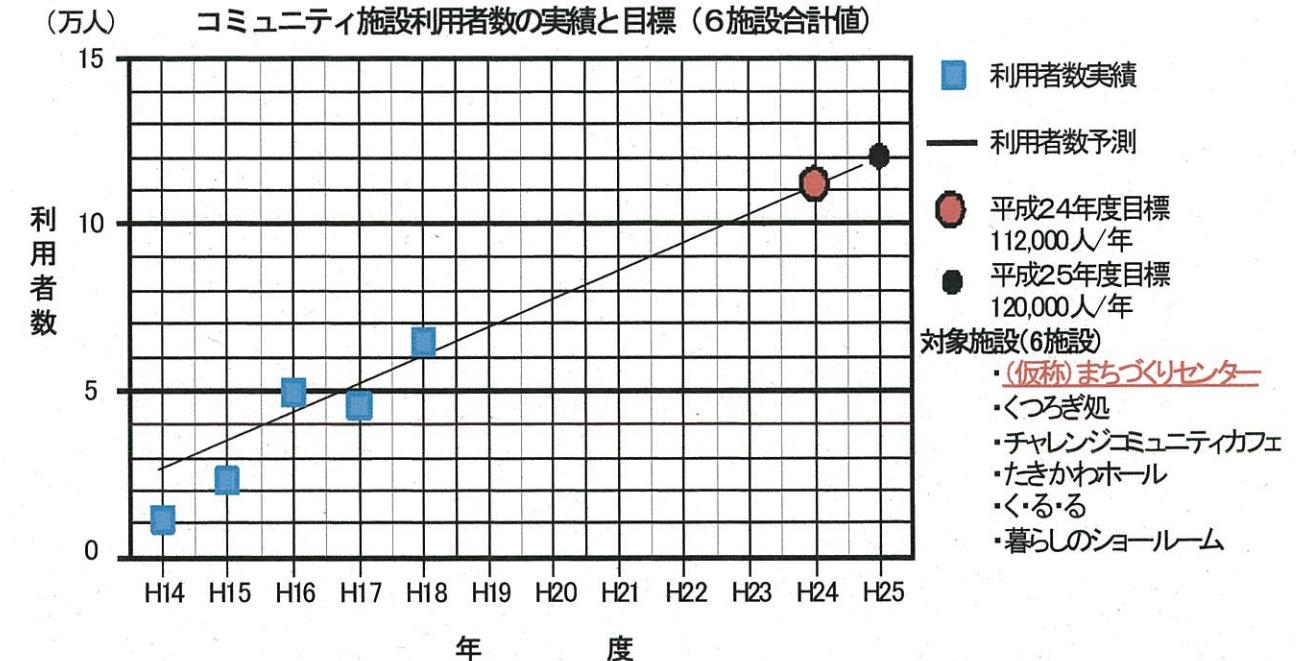
d. 賑わいの創出

(3) 空き店舗対策事業による空き店舗の減少～計算2

①拠点づくりにおける推計値

3店舗減少

平成20年度の商店街拠点づくり事業(くつろぎ処及びチャレンジコミュニティカフェ)、平成23年度の(仮称)まちづくりセンターの整備により3店舗減少。



ウ. 各施設の目標値設定

a. (仮称)まちづくりセンター

平成23年度に整備することから、年間利用者数の把握が可能なのは、平成24年度からとなる。

利用者数は、滝川市が計画している(仮称)まちづくりセンターの機能と類似している既存施設の利用者数から推計する。類似施設は、市民活動支援センターとして市民活動、会議・打ち合わせ、研修、展示などに活用されており、一日当たり平均利用者数は約40人である。

整備する(仮称)まちづくりセンターは、年間300日稼働するとして平成24年度の利用者数は、40人／日×300日=12,000人と設定する。

c. 賑わいの創出

【コミュニティ施設】

④ コミュニティ施設

「b 市民活動の活性化」の項で述べたとおり、コミュニティ活動や市民活動の拠点、地域住民の交流機能を目的とした「(仮称)まちづくりセンター」は33人／日、高齢層中心に対象とした「くつろぎ処」に41人／日、若者を中心に対象とした「チャレンジコミュニティカフェ」に41人／日、そして既存の施設(たきかわホール、く・る・る、暮らしのショールーム)で現状から14人／日、合計129人／日の増を目標としている。

d. 賑わいの創出

(3) 空き店舗対策事業による空き店舗の減少～計算2

①拠点づくりにおける推計値

3店舗減少

平成20年度の商店街拠点づくり事業(くつろぎ処及びチャレンジコミュニティカフェ)、平成23年度の(仮称)まちづくりセンターの整備により3店舗減少。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

2. 都市福利施設の整備の方針

老朽化した市立病院を郊外移転せず、中心市街地の現在位置で建て替えるとともに、郊外部にある図書館を既存ストックである市役所のスペースを活用して中心市街地に移転することにより、中心部に新たな魅力拠点を創出する。市役所、郵便局などの公共公益施設の既存集積があり、駅前から続く商店街が隣接している利便性を向上させるため、都市福利施設を中心市街地に充実させる。

また、新たに市民活動の拠点施設として（仮称）まちづくりセンターを中心市街地などの情報発信や市民の活発な交流を推進する施設として整備し、市民の利便性の向上につながる「住みよい生活ステージ形成」を推進する必要がある。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] (略)

(1) (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：滝川市立病院改築事業（滝川市中心市街地地区） (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名：図書館移転事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名：図書館活用向上調査事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

2. 都市福利施設の整備の方針

老朽化した市立病院を郊外移転せず、中心市街地の現在位置で建て替えるとともに、郊外部にある図書館を既存ストックである市役所のスペースを活用して中心市街地に移転することにより、中心部に新たな魅力拠点を創出する。市役所、郵便局などの公共公益施設の既存集積があり、駅前から続く商店街が隣接している利便性を向上させるため、都市福利施設を中心市街地に充実させる。

また、新たに市民活動の拠点施設として（仮称）まちづくりセンターを中心市街地などの情報発信や市民の活発な交流を推進する施設として整備し、市民の利便性の向上につながる「住みよい生活ステージ形成」を推進する必要がある。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] (略)

(1) (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：滝川市立病院改築事業（滝川市中心市街地地区） (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名：図書館移転事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名：図書館活用向上調査事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

<p>事業名 :(仮称)まちづくりセンター整備事業</p> <p>事業内容 :市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設の整備</p> <p>実施時期 :平成 23 年度</p>	<p>(仮称)まちづくりセンターは、まちづくり推進のため積極的に事業を取り組む町内会や市民活動団体、NPO 法人アートチャレンジ滝川、NPO 法人空知文化工房、滝川消費者協会などまちづくり関連団体、商店街等の連携のもとに、中心市街地をはじめとする地域の交流及びコミュニティ活動、活性化など様々な事業に取り組む市民活動の拠点であるとともに中心市街地において誰でも気軽に集い交流を深めるための拠点となる魅力ある市民の施設として既存建造物を活用し整備をする。</p> <p>拠点機能としては、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動などの支援、まちづくりに関する情報発信ならびに人材育成を行う事業展開場所とする。</p> <p>また、魅力ある機能として、交流スペースにおいては、市民団体の相互交流を図るためにイベントの開催をはじめ中心市街地情報や市民活動情報を発信するとともに団体の活動状況の展示、また各種団体の協力を得て、リアルタイムに滝川市の美しい自然や風物、イベントなどを放映し、市民がゆったりとくつろげて楽しめる憩いの場としての交流空間づくりを実現する。</p> <p>多機能スペースにおいては、食と健康をキーワードとして家庭における食育機能の向上と健康増進を図るために、こどもからお年寄りまで食育を通して幅広い世代間交流の推進及び地場産農畜産物を活用した地産地消の促進、健康増進を図る拠点とする。</p> <p>(仮称)まちづくりセンターは、市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設として「住みやすい生活ステージ形成」を推進し、市民活動の活性化、賑わいの創出にも寄与できる中心市街地活性化のため必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期 平成 23 年度</p>	<p>事業名 :(仮称)まちづくりセンター整備事業</p> <p>事業内容 :市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設の整備</p> <p>実施時期 :平成 23 年度</p>	<p>(仮称)まちづくりセンターは、まちづくり推進のため積極的に事業を取り組む町内会や市民活動団体、NPO 法人アートチャレンジ滝川、NPO 法人空知文化工房、滝川消費者協会などまちづくり関連団体、商店街等の連携のもとに、中心市街地をはじめとする地域の交流及びコミュニティ活動、活性化など様々な事業に取り組む市民活動の拠点であるとともに中心市街地において誰でも気軽に集い交流を深めるための拠点となる魅力ある市民の施設として既存建造物を活用し整備をする。</p> <p>拠点機能としては、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動などの支援、まちづくりに関する情報発信ならびに人材育成を行う事業展開場所とする。</p> <p>また、魅力ある機能として、交流スペースにおいては、市民団体の相互交流を図るためにイベントの開催をはじめ中心市街地情報や市民活動情報を発信するとともに団体の活動状況の展示、また各種団体の協力を得て、リアルタイムに滝川市の美しい自然や風物、イベントなどを放映し、市民がゆったりとくつろげて楽しめる憩いの場としての交流空間づくりを実現する。</p> <p>多機能スペースにおいては、食と健康をキーワードとして家庭における食育機能の向上と健康増進を図るために、こどもからお年寄りまで食育を通して幅広い世代間交流の推進及び地場産農畜産物を活用した地産地消の促進、健康増進を図る拠点とする。</p> <p>(仮称)まちづくりセンターは、市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設として「住みやすい生活ステージ形成」を推進し、市民活動の活性化、賑わいの創出にも寄与できる中心市街地活性化のため必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期 平成 23 年度</p>
--	--	---	--	--	---

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

<p>[1] 商業活性化の必要性</p>	
<p>2. 商業活性化の方針</p>	
<p>中心市街地の商業活性化は、郊外型大型店と対峙するような商品構成や店舗展開ではなく、市民に親しまれる個店の魅力アップが必要になる。これを推進するために、店先で情報発信する賑わい再生ロードを整備し、市民と個店をつなぐ役割を果たす。</p> <p>また、図書館の移転、市立病院の建て替え、市営住宅の建設、(仮称)まちづくりセンターの整備、商店街拠点づくり事業における「くつろぎ処」・「チャレンジコミュニティカフェ」の新設など都市機能の強化とコミュニティ活動の充実により、市民の回遊性を高めて賑わいを回復させるとともに、賑わい再生ロードなど様々な場所で情報発信を活発に行い、入りにくい個店のイメージを解消し顔の見える商店街再生を推進する。</p> <p>フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。</p>	

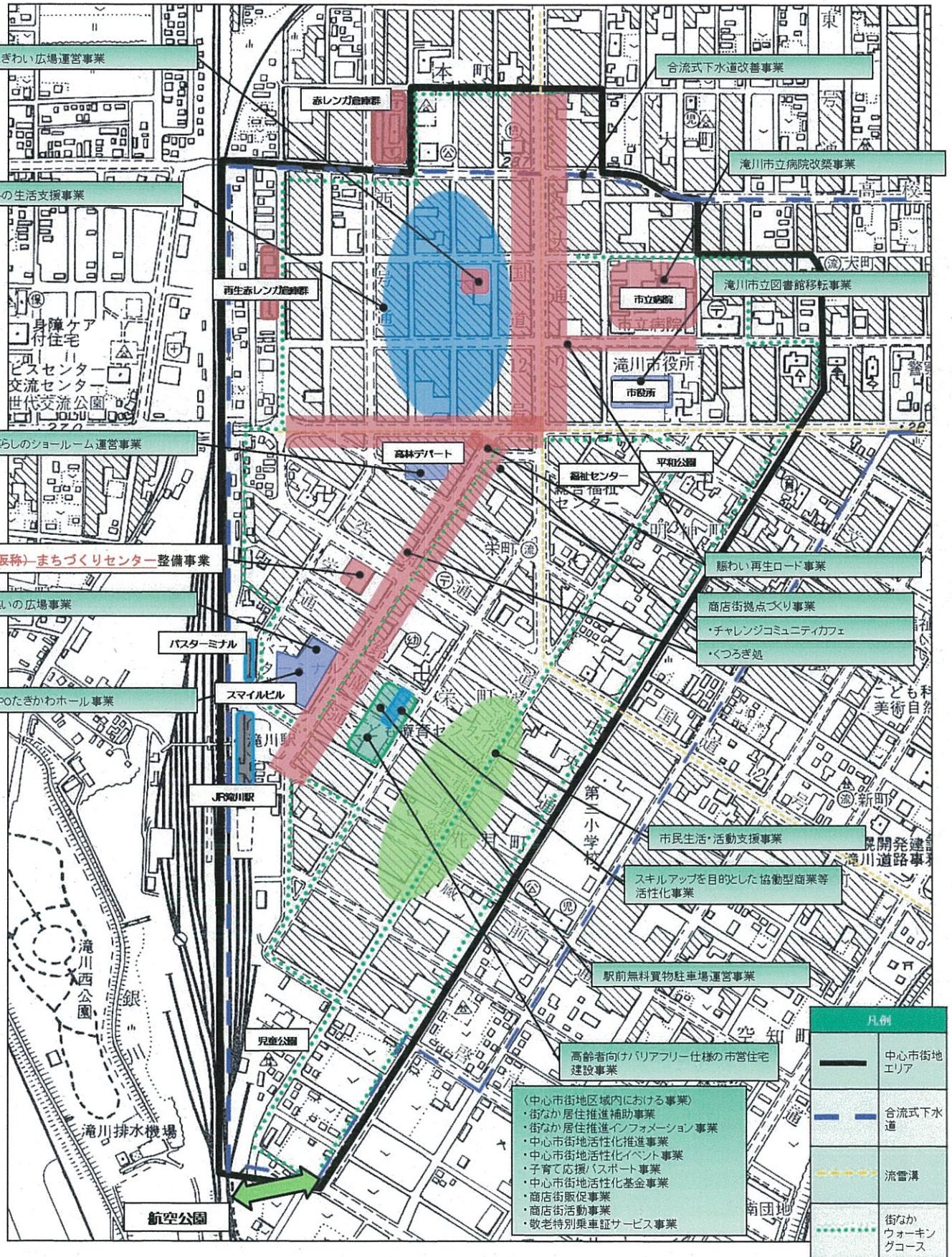
(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

<p>[1] 商業活性化の必要性</p>	
<p>2. 商業活性化の方針</p>	
<p>中心市街地の商業活性化は、郊外型大型店と対峙するような商品構成や店舗展開ではなく、市民に親しまれる個店の魅力アップが必要になる。これを推進するために、店先で情報発信する賑わい再生ロードを整備し、市民と個店をつなぐ役割を果たす。</p> <p>また、図書館の移転、市立病院の建て替え、市営住宅の建設、(仮称)まちづくりセンターの整備、商店街拠点づくり事業における「くつろぎ処」・「チャレンジコミュニティカフェ」の新設など都市機能の強化とコミュニティ活動の充実により、市民の回遊性を高めて賑わいを回復させるとともに、賑わい再生ロードなど様々な場所で情報発信を活発に行い、入りにくい個店のイメージを解消し顔の見える商店街再生を推進する。</p> <p>フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。</p>	

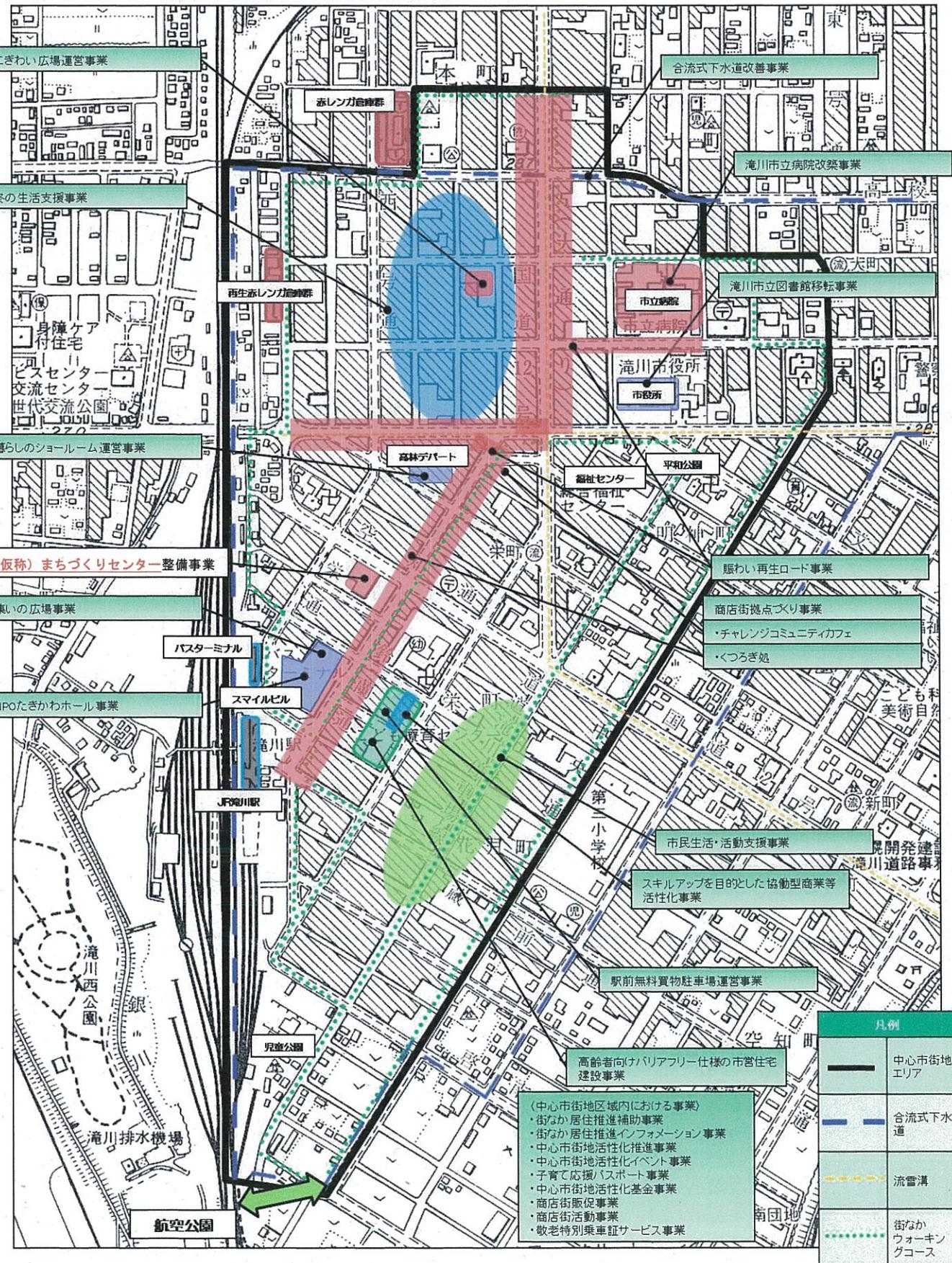
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

◇ 4から7までに掲げる事業及び措置の実施箇所



8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

◇ 4から7までに掲げる事業及び措置の実施箇所



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
<p>②既存ストックの有効活用</p> <p>○市役所庁舎を活用した図書館 　滝川市は現在、行財政改革に取り組んでいる。滝川市役所庁舎は平成8年に完成し、平成9年度533人いた職員は、現在350人程度まで削減したことから、市庁舎に空スペースが生じた。スペースの有効活用を図るとともに、中心市街地活性化のために2階フロア全体を活用して郊外にある図書館を移転することとした。</p> <p>○市立病院の現地建替え 　現在の市立病院は中心市街地に立地していて、国道12号・38号の結節点に近くバス、自転車、徒歩、自家用車でのアクセスに好条件の位置にある。また、市役所、郵便局、銀行等に近く、商店街も隣接している。中心市街地活性化のためには、このような好条件の地理的ストックを生かすことが必要であり、あえて郊外移転はせずに現地建替えを選択した。</p> <p>○その他の既存ストック 　滝川振興公社が所有する店舗併用立体駐車場が、1階店舗スペースが空き店舗化してから数年たち、有料駐車場については1日数台～10数台程度の利用にとどまる状態にある。賑わい再生ロードの中間地区に位置する絶好の立地に条件にあることから、<u>(仮称)まちづくりセンター</u>として再生を図る。 　今後において、これらの公共施設は、中心市街地から郊外へ移転する計画はない。</p>
[4] 都市機能の集積のための事業等
<p>【4. 市街地の整備改善のための事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・合流式下水道改善事業・賑わい再生ロード事業・冬の生活支援事業 <p>【5. 都市福利施設を整備する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・滝川市立病院改築事業・集いの広場事業・滝川市立図書館移転事業・<u>(仮称)まちづくりセンター</u>整備事業 <p>【6. 居住環境の向上のための事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業・街なか居住推進補助事業・街なか居住推進インフォメーション事業 <p>【7. 商業の活性化のための事業及び措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・商店街拠点づくり事業・スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業・中心市街地活性化推進事業・中心市街地活性化イベント事業・NPOたきかわホール事業・子育て応援パスポート事業・暮らしのショールーム運営事業・中心市街地活性化基金事業・商店街販促事業・商店街活動事業・市民生活・活動支援事業・駅前無料買物駐車場運営事業・にぎわい広場運営事業 <p>【8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・敬老特別乗車証サービス事業

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
<p>②既存ストックの有効活用</p> <p>○市役所庁舎を活用した図書館 　滝川市は現在、行財政改革に取り組んでいる。滝川市役所庁舎は平成8年に完成し、平成9年度533人いた職員は、現在350人程度まで削減したことから、市庁舎に空スペースが生じた。スペースの有効活用を図るとともに、中心市街地活性化のために2階フロア全体を活用して郊外にある図書館を移転することとした。</p> <p>○市立病院の現地建替え 　現在の市立病院は中心市街地に立地していて、国道12号・38号の結節点に近くバス、自転車、徒歩、自家用車でのアクセスに好条件の位置にある。また、市役所、郵便局、銀行等に近く、商店街も隣接している。中心市街地活性化のためには、このような好条件の地理的ストックを生かすことが必要であり、あえて郊外移転はせずに現地建替えを選択した。</p> <p>○その他の既存ストック 　滝川振興公社が所有する店舗併用立体駐車場が、1階店舗スペースが空き店舗化してから数年たち、有料駐車場については1日数台～10数台程度の利用にとどまる状態にある。賑わい再生ロードの中間地区に位置する絶好の立地に条件にあることから、<u>(仮称)まちづくりセンター</u>として再生を図る。 　今後において、これらの公共施設は、中心市街地から郊外へ移転する計画はない。</p>
[4] 都市機能の集積のための事業等
<p>【4. 市街地の整備改善のための事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・合流式下水道改善事業・賑わい再生ロード事業・冬の生活支援事業 <p>【5. 都市福利施設を整備する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・滝川市立病院改築事業・集いの広場事業・滝川市立図書館移転事業・<u>(仮称)まちづくりセンター</u>整備事業 <p>【6. 居住環境の向上のための事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業・街なか居住推進補助事業・街なか居住推進インフォメーション事業 <p>【7. 商業の活性化のための事業及び措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・商店街拠点づくり事業・スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業・中心市街地活性化推進事業・中心市街地活性化イベント事業・NPOたきかわホール事業・子育て応援パスポート事業・暮らしのショールーム運営事業・中心市街地活性化基金事業・商店街販促事業・商店街活動事業・市民生活・活動支援事業・駅前無料買物駐車場運営事業・にぎわい広場運営事業 <p>【8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・敬老特別乗車証サービス事業